

補助名：うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金

再エネ等設備費を補助しています



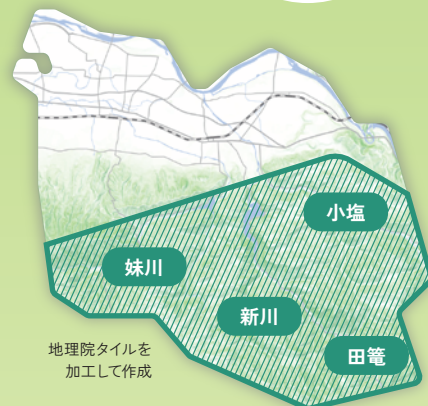
本補助金は、地域脱炭素移行・再エネ交付金（環境省）を受けて実施しています。

補助対象者

小塩地区・妹川地区 新川地区・田籠地区 にお住まいの方


※うきは市に住民票登録があり実際に住んでいる方、または、現在は住んでいないが、当該地区に居住することが決まっている方

※一般家庭と同規模の店舗・事業所で、そのうちの事務所部分など（民生部門）も対象となります。



地理院タイルを加工して作成

補助対象の再エネ等設備と補助率

| | | |
|---|---|--|
| 自家消費型 太陽光発電設備  補助率 2/3 以内 上限100万円 | 蓄電池  補助率 3/4 以内 上限140万円 | 熱利用設備 (薪ストーブ)  補助率 3/4 以内 上限80万円 |
| 高効率空調機器 (エアコン)  補助率 2/3 以内 上限30万円 | 高効率照明機器 (調光制御機能付きLED)  補助率 2/3 以内 | 高効率給湯器 (エコキュート)  補助率 2/3 以内 上限60万円 |
| 既存住宅 断熱改修 補助率 2/3 以内 | 補助上限額 戸建住宅： 上限120万円/戸 （このうち、玄関ドアは上限5万円/戸） 集合住宅： 上限15万円/戸 （玄関ドアを改修する場合は上限20万円/戸） ※店舗や事務所、新築住宅は対象外です | |

※申請書類が揃った方から**先着順**で受付を行い、**予算の上限額に達した時点で本年度の申請は受付終了**となります。

※交付決定日以前に着手（契約、発注、設置など）されたものについては、**補助金の交付対象となりません**。

※設備の導入と併せて、**電力契約を再エネ由来の電力に切り替えていただくことが交付要件**となります。

※申請の際は、**2者以上の施工業者から取得した見積書（内訳を含む）の提出が必要**となります。

申請方法

具体的な申請手続きは、「申請の手引き」などをご確認ください。

なお、補助金に関する情報・申請書類は、市が事務委託を行う(株)カゼノネのホームページにてご覧いただけるほか、うきは市役所3階財政課カーボンニュートラル推進係でも配布しています。

補助金概要



問合せ先



申請書類の
提出は
こちらへ

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所：うきは市吉井町新治316番地

Mail：cn@city.ukiha.lg.jp TEL：0943-73-7667



株式会社カゼノネ 担当者 TEL：080-4853-7592

地域における脱炭素社会づくりと、地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの創出を目的に、うきは市と民間企業が共同で出資した自治体新電力会社です。

補助金に関するよくある質問等

なぜ、うきは市が再エネ等設備の設置費を補助するのですか？

うきは市では、2022年1月31日に2050年CO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しています。

こうしたなか、2023年11月7日に、環境省が進める「脱炭素先行地域」にうきは市が選定されました。脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的に、うきは市内の一部地域をモデルとして再エネ等設備の導入を促進し、その設置にあたり市が一部を補助できるようになりました。



申請期日と実績報告書類の提出期日はいつですか？

令和8年度の受付開始は、**令和8年5月1日**から、申請期日は**令和8年11月30日**までです。実績報告書類の提出期限は、**工事完了後30日以内**又は令和9年1月29日のいずれか早い日までです。交付決定前に契約・工事を実施したものは補助対象とはなりません。



※12～3月は申請の受付を行いませんが、翌年度の申請に向けた相談は随時可能です。

伝統的建造物群保存地区や町並み保存地区でも申請できますか？

うきは市では、姫治地区内の**新川・田箆地区**の一部を「伝統的建造物群保存地区」、新川・田箆地区のすべての集落を「町並み保存地区」に指定しています。該当地区内での設備の導入については、景観を損なわない方法での導入が望まれるため、事前にご相談ください。（うきは市役所都市計画係：TEL：0943-76-9063）

補助金の「代理受領制度」について

「代理受領制度」とは、**申請者との契約により工事等を実施した請負者（設備設置事業者）が、申請者の委任を受けて補助金を受領する制度**です。

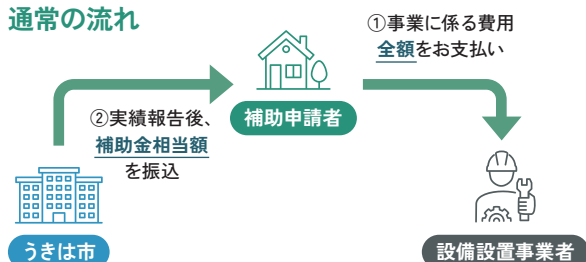
この制度を利用することにより、申請者は設備設置事業者に対し、工事に係る金額から補助金を差し引いた額のみを支払えばよくなるため、支払い時の負担が軽減されます。

なお、代理受領制度を活用した場合でもそうでなくても、自己負担分の金額は変わりません。

※代理受領制度を利用する場合は、**代理受領者（設備設置事業者）の同意が必要**となります。

※市から設備設置業者への支払いは、実績報告の提出を受けてから1か月以内を目途にお支払いいたします。

通常の流れ



代理受領制度

